

2019年7月16日

株 主 各 位

千葉県美浜区浜田二丁目39番地

株 式 会 社 銚 子 丸

代表取締役社長 石 田 満

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年7月31日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年8月1日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 千葉県千葉市美浜区中瀬2-1
幕張メッセ国際会議場 2階 コンベンションホールB
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第42期（2018年5月16日から2019年5月15日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.choushimaru.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

事 業 報 告

(2018年5月16日から
2019年5月15日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、企業収益や雇用情勢・所得環境の改善が続く中で、景気は緩やかな回復基調が続きました。その一方で、世界経済の先行きや、通商問題に起因する金融資本市場の変動など、経済環境は依然として予断を許さない状況が続いております。

外食業界におきましては、消費者の節約志向に加え、食材価格の高騰傾向、人手不足の深刻化と人財確保競争による人件費の上昇など、経営環境は厳しい状況が続きました。

このような状況において、当社は、良質な外食体験を通して、お客様に『生活の豊かさ』と『幸福感』を実感していただくために、「安全安心でコストパフォーマンスの高い商品の提供」「家庭的なサービスがあふれる良い雰囲気の提供」「清掃の行き届いた清潔空間の提供」に取り組み、既存顧客の来店動機高揚と新規顧客の獲得に努めてまいりました。

併せて、働き方改革の推進と今まで以上に労働生産性の向上を重視する施策を展開しました。具体的には「年末年始における最も効率的な営業形態及び人財配置を工夫」し、「年末年始及びゴールデンウィークの大繁忙期明けに休業日（原則的に通算で全店3～4日）」を設定しました。この結果、従業員の心身のリフレッシュと繁忙期以降の質の高いサービスの継続的な提供を実現する一方で、全店休業日の設定による売上高への影響は最小限にとどまりました。

店舗開発につきましては、新業態の店舗開発と併せて、不採算店の退店による人的資源の再配置及び有効活用に注力しました。

新業態の店舗開発については、当社にとって初めてのビジネスモデル「立ち寿司業態で都心部の大型オフィスビルへの進出」として、2018年12月「鮪Yassuke 大手町プレイス店」を東京都千代田区大手町に出店しました。また、「すし銚子丸」の良さである本格江戸前寿司スタイルを踏襲しつつ今の時代に合ったシステムを導入した進化型姉妹ブランド店として「すし銚子丸 雅」イオンスタイル幕張ベイパーク店（千葉県美浜区）、アトレ松戸店（千葉県松戸市）、アリオ亀有店（東京都葛飾区）の3店舗を2019年4月にあいついでオープンい

たしました。一方で、経営効率化の観点から宮前平店（2018年8月）、浦和美園店（2019年3月）を閉店しました。この結果、当事業年度末の店舗数は93店舗となっております。

以上の結果、当事業年度における売上高は193億16百万円（前期比2.8%増）となりました。

利益面については、売上高の増加に加え、仕入の適正化、在庫の最適化、及びレシピによる原価設定の厳格化等による売上原価率の改善と、働き方改革の積極的な推進による労働生産性の向上に伴って時間外労働の削減が計画を超過達成した結果、人件費率が減少したこと等により、営業利益は9億37百万円（同61.5%増）、経常利益は9億82百万円（同59.4%増）となりました。なお当期純利益は、採算が悪化した店舗に係る減損損失1億93百万円を計上したこと等により、5億5百万円（同65.4%増）となりました。

（注） 金額に消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

新規店舗（計4店舗）の内装設備等	2億56百万円
改装店舗（計2店舗）の内装設備等	32百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 39 期 (2016年 5 月期)	第 40 期 (2017年 5 月期)	第 41 期 (2018年 5 月期)	第 42 期 (当事業年度) (2019年 5 月期)
売 上 高 (千円)	19,730,555	19,540,900	18,789,187	19,316,912
経 常 利 益 (千円)	974,721	958,881	615,913	982,061
当 期 純 利 益 (千円)	513,765	457,518	305,946	505,952
1株当たり当期純利益 (円)	36.59	33.54	22.43	37.04
総 資 産 (千円)	8,906,067	8,973,903	9,040,391	9,970,776
純 資 産 (千円)	5,603,634	5,979,242	6,202,964	6,658,098
1株当たり純資産 (円)	410.79	438.33	454.74	487.08

- (注) 1. 2018年11月16日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。
第39期(2016年5月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

外食産業におきましては、消費者の根強い節約志向の継続、仕入価格の高騰傾向、労働需要の逼迫に伴う人件費の増加等、引続き厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況の下、「サステナブル（持続可能）企業の追求」をテーマとし、3つの経営方針「既存事業の収益性の向上」「人財確保と育成強化」「新市場開拓の推進」を推進してまいります。

① 既存事業の収益性の向上

席数増加・イメージアップによる売上向上、及び新規システムの導入・機械化・省力化による労働生産性向上を目的とした実効性のある改装・改修を推進してまいります。

また、今まで以上に店舗における発注量の適正化、在庫量の最適化、労働時間管理の徹底等、売上原価と店舗経費を細部に至るまで目標数値に対して徹底管理することで収益性向上に努めてまいります。

併せて、厳格な店舗採算管理と見通しに基づいた計画的なスクラップ&ビルドにより、限られた人財の適正配置と有効活用で収益基盤の強化を図ってまいります。

② 人財確保と育成強化

2018年10月に開設したWEB動画配信による教育プログラムの更なる充実と受講率アップを図ることで、「銚子丸スタンダード」を習得した優秀な人財育成に取り組むとともに、職種を問わず優秀な人財の早期確保を積極的に進めてまいります。

併せて、2019年4月施行の改正労働基準法に則った一層の労働環境の改善、福利厚生制度の拡充、同一労働・同一賃金に対応した抜本的な給与体系の見直し等により、従業員の定着率向上と安定的な人財確保に努めてまいります。

③ 新市場開拓の推進

店舗開発につきましては、引き続き関東エリアを重点としたロードサイドでのドミナント出店に加え、特に都心部を中心に、「商業施設内テナント出店」「ビルイン・駅中・駅前等の繁華街立地をメインとした都市型コンパクト店」の店舗開発に取り組み首都圏拡大を展開してまいります。

また2018年6月より営業を開始した出張回転寿司サービスについても内容をブラッシュアップし、新規事業部門化を図ってまいります。

販売促進・広告宣伝につきましては、引続きLINE・グルメサイト・SNSといったWEB媒体の活用強化、効果的な新聞広告、ビジネス誌・テレビ番組への積極的なパブリシティ、及びQRコード決済をはじめとする電子決済の拡充による決済利便性の向上等により新規顧客の獲得とリピート顧客の来店動機の高揚を図ってまいります。

以上の取り組みにより、既存事業のブラッシュアップと新市場の開拓を推進し、強固な経営基盤の確立と企業価値の増大に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年5月15日現在）

当社は、同業他社の低価格均一回転寿司店との差別化を図るために、より上質な商品とサービスを複数価格帯にて提供するグルメ回転寿司業態として、「すし銚子丸」のブランドにて直営店のみによる多店舗展開を行っております。

一方で、2014年には顧客の多様な寿司へのニーズに応えることで企業価値向上を図ることを目的として、江戸前寿司の味と技をグルメ回転寿司事業に継承させるべく、立ち寿司業態の「江戸前すし百萬石」2店舗を買収しております。昨年はこれに加えて都心部の大型オフィスビル内で『鮨を愉しむ』をテーマにした立ち寿司業態の鮨専門店「鮨Yasuke」と、「すし銚子丸」の良さである本格江戸前寿司のスタイルを踏襲しつつ、今の時代に合ったシステムを導入した進化型姉妹ブランド店「すし銚子丸 雅」を、それぞれ新たに立上げ運営しております。

(6) 主要な営業所 (2019年5月15日現在)

《千葉県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社 事 務 所	千葉市美浜区	すし 銚子丸 船 橋 店	千葉県船橋市
すし 銚子丸 浦 安 店	千葉県浦安市	すし 銚子丸 成 田 店	千葉県成田市
すし 銚子丸 横 芝 店	千葉県山武郡	すし 銚子丸 志 津 店	千葉県佐倉市
すし 銚子丸 栗 岡 台 店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 新 松 戸 店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 八 街 店	千葉県八街市	すし 銚子丸 南 柏 店	千葉県柏市
すし 銚子丸 市 川 店	千葉県市川市	すし 銚子丸 東 金 店	千葉県東金市
すし 銚子丸 宮 野 木 店	千葉県花見川区	すし 銚子丸 佐 倉 店	千葉県佐倉市
すし 銚子丸 高 洲 店	千葉県美浜区	すし 銚子丸 市 原 店	千葉県市原市
すし 銚子丸 行 徳 店	千葉県市川市	すし 銚子丸 茂 原 店	千葉県茂原市
すし 銚子丸 東 寺 山 店	千葉県若葉区	すし 銚子丸 木 更 津 店	千葉県木更津市
すし 銚子丸 桜 木 店	千葉県若葉区	すし 銚子丸 南 船 橋 店	千葉県船橋市
すし 銚子丸 西 船 橋 店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 富 里 店	千葉県富里市
すし 銚子丸 大 和 田 店	千葉県市川市	すし 銚子丸 酒々井プレミアム・アウトレット店	千葉県印旛郡
すし 銚子丸 蘇 我 店	千葉市中央区	すし 銚子丸 千葉ニュータウン店	千葉県印西市
すし 銚子丸 柏 店	千葉県柏市	江戸前すし百萬石幸町店	千葉市美浜区
すし 銚子丸 八 千 代 店	千葉県八千代市	すし 銚子丸 松 戸 岩 瀬 店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 北 習 志 野 店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 大 網 白 里 店	千葉県大網白里市
すし 銚子丸 千 葉 駅 前 店	千葉市中央区	すし 銚子丸 雅イオンスタイル 幕張ベイパーク店	千葉市美浜区
すし 銚子丸 八 柱 店	千葉県松戸市	すし 銚子丸 雅アトレ松戸店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 鎌ヶ谷 店	千葉県鎌ヶ谷市		

《東京都》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸 みずえ 店	東京都江戸川区	すし 銚子丸 町 田 店	東京都町田市
すし 銚子丸 南 小 岩 店	東京都江戸川区	すし 銚子丸 多摩ニュータウン店	東京都八王子市
すし 銚子丸 東 葛 西 店	東京都江戸川区	すし 銚子丸 立 川 店	東京都立川市
すし 銚子丸 竹 の 塚 店	東京都足立区	すし 銚子丸 八 王 子 店	東京都八王子市
すし 銚子丸 立 石 店	東京都葛飾区	すし 銚子丸 調 布 店	東京都調布市
すし 銚子丸 赤 羽 店	東京都北区	すし 銚子丸 大 井 店	東京都品川区
すし 銚子丸 豊 玉 南 店	東京都練馬区	すし 銚子丸 経 堂 店	東京都世田谷区
すし 銚子丸 保 木 間 店	東京都足立区	すし 銚子丸 日 野 店	東京都八王子市
すし 銚子丸 宇 喜 田 店	東京都江戸川区	すし 銚子丸 武蔵小金井店	東京都小金井市
すし 銚子丸 西 新 井 店	東京都足立区	すし 銚子丸 三 鷹 新 川 店	東京都三鷹市
すし 銚子丸 高 島 平 店	東京都板橋区	江戸前すし百萬石新小岩店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 光 が 丘 店	東京都練馬区	すし 銚子丸 杉 並 宮 前 店	東京都杉並区

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし銚子丸大泉インター店	東京都練馬区	すし銚子丸東大和店	東京都東大和市
すし銚子丸板橋東新町店	東京都板橋区	すし銚子丸南千住店	東京都荒川区
すし銚子丸亀戸店	東京都江東区	すし銚子丸狛江店	東京都狛江市
すし銚子丸綾瀬店	東京都足立区	すし銚子丸木場店	東京都江東区
すし銚子丸南大泉店	東京都練馬区	鯨Yasuke大手町プレイス店	東京都千代田区
すし銚子丸花小金井店	東京都小平市	すし銚子丸雅アリオ亀有店	東京都葛飾区
すし銚子丸三鷹店	東京都三鷹市		

《埼玉県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし銚子丸南越谷店	埼玉県越谷市	すし銚子丸春日部店	埼玉県春日部市
すし銚子丸川口新郷店	埼玉県川口市	すし銚子丸草加店	埼玉県草加市
すし銚子丸ひばりが丘店	埼玉県新座市	すし銚子丸南浦和店	さいたま市南区
すし銚子丸浦和木崎店	さいたま市浦和区	すし銚子丸上尾店	埼玉県上尾市
すし銚子丸東大宮店	さいたま市見沼区	すし銚子丸所沢店	埼玉県所沢市
すし銚子丸北浦和店	さいたま市中央区	すし銚子丸川口店	埼玉県川口市
すし銚子丸川越店	埼玉県川越市	すし銚子丸見沼店	さいたま市見沼区

《神奈川県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし銚子丸日吉店	横浜市港北区	すし銚子丸川崎中原店	川崎市中原区
すし銚子丸横浜都筑店	横浜市都筑区	すし銚子丸武蔵小杉店	川崎市中原区

(注) 当事業年度において開設した店舗は、以下の4店舗であります。

鯨Yasuke大手町プレイス店、すし銚子丸 雅 イオンスタイル幕張ベイパーク店、

すし銚子丸 雅 アトレ松戸店、すし銚子丸 雅 アリオ亀有店

当事業年度において閉鎖した店舗は、以下の2店舗であります。

すし銚子丸 宮前平店、すし銚子丸 浦和美園店

(7) 使用人の状況 (2019年5月15日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
495 (1,055) 名	22 (△59) 名	42.0歳	7.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年5月15日現在)

借 入 先	借 入 額 (千円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	60,000
株 式 会 社 千 葉 銀 行	24,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	24,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2019年5月15日現在）

(1) 発行可能株式総数 54,000,000株

(注) 2018年11月16日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。
これに伴い、発行可能株式総数は43,200,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 14,518,000株（自己株式848,710株を含む。）

(注) 2018年11月16日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。
これに伴い、発行済株式の総数は11,614,400株増加しております。

(3) 株 主 数 6,753名（前事業年度末比809名増）

(4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
有 限 会 社 オ ー ル ・ エ ム	3,920,000	28.68
堀 地 か な え	2,298,600	16.82
堀 地 ヒ ロ 子	1,924,400	14.08
堀 地 元	248,000	1.81
銚 子 丸 社 員 持 株 会	156,600	1.15
J.P.Morgan Securities plc	45,500	0.33
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	26,100	0.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	24,000	0.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	18,000	0.13
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE COLONIAL FIRST STATE INVESTMENTS LIMITED	16,000	0.12

(注) 1. 当社は、自己株式を848,710株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		株式会社銚子丸 第1回2019年新株予約権
発行決議日		2019年1月29日
新株予約権の数		1,102個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 55,100株 (新株予約権1個につき50株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり52,350円 (1株当たり1,047円)
権利行使期間		2021年2月15日から 2024年2月14日まで
行使の条件		新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。(注1)
使用人等への 交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 1,102個
		目的となる株式数 55,100株
		交付者数 396人

(注) 1. 新株予約権者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、未行使の本新株予約権全部を放棄したものとみなす。

- (1) 新株予約権割当契約の規定に違反した場合
- (2) 当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう。以下同じ）の役員又は従業員、その他これに準ずる社員（嘱託社員、パート社員等をいう。以下同じ）のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社又は当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、定年又は会社都合により当社又は当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。
- (3) 当社の取締役会が本新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合
- (5) 死亡した場合
- (6) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合
- (7) 破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合

- (8) 前各号のいずれかの規定の適用がある場合を除き、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員、その他これに準ずる社員のいずれにも該当しなくなった日から1年経過した場合
 - (9) その他、居住する国又は地域の法令等の制限により、本新株予約権の行使が禁止される場合又はかかる権利行使に際して当社に届出義務等が課される場合
2. 2019年5月15日現在において交付時より新株予約権の数が4個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。
- ・退職による減少分 4個

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査等委員の状況（2019年5月15日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 田 満	
取締役会長	堀 地 ヒロ子	有限会社オール・エム 取締役
常務取締役	堀 地 元	営業本部長
取締役	仁 科 善 生	管理本部長
取締役（監査等委員・常勤）	山 口 忠 則	
取締役（監査等委員）	中 嶋 克 久	株式会社M&Aコンソーシアム 代表取締役 公認会計士中嶋克久事務所 所長 日本瓦斯株式会社 社外監査役
取締役（監査等委員）	守 屋 達 雄	社会保険労務士法人プロジェクト 代表社員 株式会社ラムラ 社外取締役
取締役（監査等委員）	大 島 有 紀 子	大島有紀子法律事務所 所長 法務省人権擁護委員

- （注） 1. 取締役（監査等委員）山口忠則氏、中嶋克久氏、守屋達雄氏及び大島有紀子氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）中嶋克久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山口忠則氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）山口忠則氏、中嶋克久氏、守屋達雄氏並びに大島有紀子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役本村公弘氏及び取締役松戸栄三氏は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任した後、同日付で当社の執行役員に就任しております。

(2) 当事業年度に係る取締役、監査役及び監査等委員の報酬等

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	譲渡制限付 株式報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7 (1)	141,659 (400)	123,828 (400)	17,831 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	15,500 (15,500)	15,500 (15,500)	－ (－)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	1,700 (1,700)	1,700 (1,700)	－ (－)
合 計 （うち社外役員）	14 (8)	158,859 (17,600)	141,028 (17,600)	17,831 (－)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。なお当社は、2018年8月2日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 取締役（監査等委員）大島有紀子氏は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、取締役（監査等委員）に就任したため、支給額と員数につきましては、取締役在任期間は取締役（監査等委員を除く）に、取締役（監査等委員）在任期間は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
4. 取締役（監査等委員）山口忠則氏、中嶋克久氏及び守屋達雄氏は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、取締役（監査等委員）に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役（監査等委員）在任期間は取締役（監査等委員）にそれぞれ区分して記載しております。
5. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2004年8月10日開催の第27回定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。さらに、上記報酬枠とは別枠で、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の限度額として年額100,000千円以内と決議いただいております。
6. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。
7. 監査役の報酬限度額は、2004年8月10日開催の第27回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役（監査等委員）中嶋克久氏は、株式会社M&Aコンソーシアムの代表取締役、公認会計士中嶋克久事務所の所長、並びに日本瓦斯株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社M&Aコンソーシアム、公認会計士中嶋克久事務所、並びに日本瓦斯株式会社との間には特別の

関係はありません。

- ・社外取締役（監査等委員）守屋達雄氏は、社会保険労務士法人プロジェクトの代表社員、並びに株式会社ラムラの社外取締役を兼務しております。なお、当社は社会保険労務士法人プロジェクト、並びに株式会社ラムラとの間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）大島有紀子氏は、大島有紀子法律事務所の所長、並びに法務省人権擁護委員を兼務しております。なお、当社は大島有紀子法律事務所、並びに法務省との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
山 口 忠 則	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会には17回中17回、また監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会には5回中5回、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会には14回中14回出席し、長年行政に携わった経験と知識から、必要に応じ、当社のコーポレート・ガバナンス上有用な発言を行っております。
中 嶋 克 久	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会には17回中16回、また監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会には5回中5回、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会には14回中13回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコーポレート・ガバナンス上有用な発言を行っております。
守 屋 達 雄	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会には17回中16回、また監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会には5回中4回、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会には14回中14回出席し、主に社会保険労務士として培ってきた豊富な経験・見地から、必要に応じ、当社のコーポレート・ガバナンス上有用な発言を行っております。
大 島 有 紀 子	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会には17回中17回、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会には14回中14回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコーポレート・ガバナンス上有用な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役（監査等委員）との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称変更をしております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・会計監査人としての報酬等の額 20,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は日本監査役協会が公表しています「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、社内関係部署及び会計監査人から入手した情報に基づいて、会計監査人の当事業年度の「監査計画」の内容についてその適切性・妥当性を検討するとともに、前事業年度の監査計画における監査時間と実績とを対比する等の分析を通じて、当事業年度の監査計画における「監査時間」と「報酬単価」について検討した結果、会計監査人の報酬等の額が妥当と認められたことから同意したものであります。

・当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20,500千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制とその運用状況については、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び、「経営理念」等に定めた経営の基本的方向性や、行動の規範に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督するものとする。
- ・ 取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令・定款・取締役会決議及び「組織規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行するものとする。
- ・ コンプライアンス体制の基礎として、取締役社長を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス管理規程」の徹底によりコンプライアンス体制の整備、維持、向上を図るものとする。
- ・ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに「コンプライアンス委員会」に報告するとともに、遅滞なく監査等委員会及び取締役会に報告するものとする。
- ・ 法令違反その他コンプライアンスに関する事項についての通報体制として「コンプライアンス委員会」及び内部通報システムを整備し、内部通報制度（ホットライン）に基づきその運用を行うこととする。
- ・ 取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、取締役社長及び監査等委員会にその結果を報告するものとする。また、判明した指摘・提案事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施するものとする。
- ・ 監査等委員会は、必要があると認めたときは、内部監査室に対して調査を求め、またはその職務の執行について具体的に指示するものとする。また、監査等委員会は、コンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題あると認める場合には、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載ある文書等（電磁的記録を含む）を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」の定めるところに従い、適切かつ

確実に保存・管理するものとする。

- ・ 上記の文書等は取締役が常時、閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「危機管理規程」の徹底を図るとともに、必要なリスク管理体制の整備・強化を実施するものとする。
- ・ 地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取り扱い商品に対するクレームリスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理規程」に則りリスクの発生に備えるものとし、また、情報漏洩リスクについては「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」の定めるところに従い管理するものとする。
- ・ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるため、「危機管理委員会」を直ちに招集し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力を求め、迅速な対応を行うものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定するものとする。
- ・ 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、業務執行取締役及び部室長等が出席する経営会議を原則毎月1回以上開催し、職務執行に関する基本的事項や経営課題について討議し、取締役社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
- ・ 取締役会の決定に基づく職務執行については「組織規程」「稟議規程」において各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定め明確化を図ることとする。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・ 監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）及び使用人から監査等委員会補助者の任命を求めることができるものとする。

- ⑥ 前項の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員会補助者の独立性を確保するため、当該補助者の人事異動及び評価については監査等委員会の意見を尊重するものとする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会補助者は、監査等委員会に係る業務については監査等委員会の指示のみに従い、監査等委員以外の取締役の指揮・命令を受けないものとし、これにより監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- ⑧ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の重要事項について、適時適切に監査等委員会に報告するものとする。
 - ・ 監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できるものとする。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査等委員会に前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、代表取締役、取締役及び会計監査人と各々、必要に応じ意見交換会を開催できるものとする。

- ・ 内部監査室は、監査等委員会との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図るものとする。
- ・ 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとする。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、高い独立性を有した監査等委員である社外取締役4名を選任しており、各社外取締役はそれぞれの専門的見地と豊富な経験から、取締役会において経営全般への助言を活発に行うとともに、取締役の職務執行の監督機能を果たしています。
- ・ コンプライアンス委員会を開催し、賞罰委員会で処分された事例をはじめホットライン通報について報告し、法令遵守等業務の適正に向けて、その徹底を図っています。
- ・ ホットラインマニュアルを、店舗でのパソコンで閲覧を可能とするよう改正し、内部通報システム運用の充実を図っています。
- ・ 内部監査室は、法令遵守やリスク評価の観点から全ての部署を対象に、第1次内部監査を実施し、部門長と面談のうえ改善事項を指摘し、指摘した事項については第2次監査においてその確認をしています。また、店舗に対しては、全店舗を概ね年3回程度臨店し、現金監査と業務監査を実施し、指摘・改善事項についてはエリアマネージャーを通じて確認しています。

- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 株主総会議事録及び取締役会議事録等、重要情報のある文書等を保存・管理し、また、各取締役からの閲覧請求に対し、適切に対応しています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 危機管理委員会を開催し、第41期に発生した事件事故について報告するとともに、再発防止に向けて取り組むことを徹底し、その旨を経営会議にも報告しました。
 - ・ 地震、火災発生時や停電・断水時など店舗における緊急事態発生時のフローを危機管理マニュアルで定め、これを店長会議において説明のうえ、店舗従業員全員に周知させています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は毎月1回の定例的な開催を含む年17回開催し、月次の経営報告のほか、経営計画やその他職務執行に関する重要事項を決定しました。
 - ・ 役員・部長等が出席する経営会議を毎月開催し、月次の経営報告、個別施策の目標と達成状況等について意見交換し、経営目標の適切な管理を行っています。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ・ 監査等委員会から補助者に任命することを求められた者はございません。
- ⑥ 前項の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員会から補助者に任命することを求められた者はございませんが、補助者に任命した場合は、独立性の確保のために監査等委員会の意見を尊重いたします。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会から補助者に任命することを求められた者はございませんが、補助者に任命した場合は、実効性の確保のために監査等委員会以外の取締役の指揮・命令を受けないものといたします。

- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 食中毒事故の発生等、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の重要事項については、監査等委員会に報告しています。
 - ・ 監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議等に参加し、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、各部門の長と意見交換してその職務の執行状況を聴取し、また重要な稟議書等の閲覧をしています。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査等委員会に前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底しております。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 費用または債務は、速やかに処理しております。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、代表取締役社長と会合を持ち、意見及び情報交換を実施したほか、会計監査人とは四半期ごとに行う内部監査室を含めた「三様監査連絡会」など年4回の会合を開催し、情報交換をしています。
 - ・ 内部監査室は監査等委員会と連絡を密にし、内部監査結果について報告し、意見交換しています。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 企業行動規範において、「役職員等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、一切の関係を遮断しなければならない。」と掲げており、反社会的勢力に対する当社の基本方針を「反社会的勢力対応規程」に定めております。また「危機管理規程」・「危機管理マニュアル」において、反社会的勢力に対する具体的な対応を定めただうえで、管理部が反社会的勢力への対応部署として、反社会的勢力に関する事項を統括管理しております。
 - ・ 反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関から反社会的勢力に関する情報提供を受けるとともに、連携をとる体制としております。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 全社的な内部統制の評価をしたうえで、「決算財務報告に係る業務プロセス」と「それ以外の業務プロセス」に関して、評価を行っています。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年5月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,156,457	流 動 負 債	2,915,968
現金及び預金	6,369,865	買 掛 金	1,229,403
売 掛 金	311,742	短 期 借 入 金	108,000
原材料及び貯蔵品	235,778	リ ー ス 債 務	15,315
前 払 費 用	81,871	未 払 金	1,056,627
そ の 他	157,200	未 払 法 人 税 等	266,990
固 定 資 産	2,814,319	預 り 金	93,218
有 形 固 定 資 産	1,320,025	前 受 収 益	486
建 物	798,333	賞 与 引 当 金	112,570
構 築 物	43,664	株 主 優 待 引 当 金	31,355
車 両 運 搬 具	0	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	2,000
工 具 器 具 備 品	366,848	固 定 負 債	396,710
土 地	71,907	リ ー ス 債 務	32,474
リ ー ス 資 産	39,270	長 期 未 払 金	153,000
無 形 固 定 資 産	13,204	資 産 除 去 債 務	202,235
ソ フ ト ウ ェ ア	1,820	そ の 他	9,000
そ の 他	11,383	負 債 合 計	3,312,678
投資その他の資産	1,481,089	純 資 産 の 部	
出 資 金	140	株 主 資 本	6,657,648
長 期 前 払 費 用	12,964	資 本 金	315,950
繰 延 税 金 資 産	345,885	資 本 剰 余 金	243,001
敷 金 及 び 保 証 金	874,972	資 本 準 備 金	236,829
そ の 他	248,205	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,171
貸 倒 引 当 金	△1,078	利 益 剰 余 金	6,821,249
資 産 合 計	9,970,776	利 益 準 備 金	150
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,821,099
		別 途 積 立 金	150
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,820,949
		自 己 株 式	△722,553
		新 株 予 約 権	449
		純 資 産 合 計	6,658,098
		負 債 純 資 産 合 計	9,970,776

損 益 計 算 書

(2018年5月16日から
2019年5月15日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,316,912
売 上 原 価		7,890,095
売 上 総 利 益		11,426,816
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,489,257
営 業 利 益		937,559
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,133	
協 賛 金 収 入	19,558	
仕 入 割 引	2,491	
受 取 保 険 金	7,301	
そ の 他	16,053	47,539
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,269	
現 金 過 不 足	1,054	
そ の 他	713	3,037
経 常 利 益		982,061
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,649	1,649
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	421	
減 損 損 失	193,697	194,119
税 引 前 当 期 純 利 益		789,591
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		312,811
法 人 税 等 調 整 額		△29,172
当 期 純 利 益		505,952

株主資本等変動計算書

(2018年5月16日から
2019年5月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本 剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
						別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
2018年5月16日 残高	315,950	236,829	—	236,829	150	150	6,396,840	6,397,140	△746,956	6,202,964
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△81,843	△81,843		△81,843
当 期 純 利 益							505,952	505,952		505,952
自己株式の取得									△72	△72
自己株式の処分			6,171	6,171					24,475	30,647
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	6,171	6,171	—	—	424,109	424,109	24,402	454,683
2019年5月15日 残高	315,950	236,829	6,171	243,001	150	150	6,820,949	6,821,249	△722,553	6,657,648

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2018年5月16日 残高	—	—	—	6,202,964
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△81,843
当 期 純 利 益				505,952
自己株式の取得				△72
自己株式の処分				30,647
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			449	449
事業年度中の変動額合計	—	—	449	455,133
2019年5月15日 残高	—	—	449	6,658,098

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ② たな卸資産

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

- ② 無形固定資産
（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため翌期以降に利用される株主優待券に対する見積額を計上しております。

- ④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,745,729千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 14,518,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式 848,710株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2018年 8月2日	普通株式	81,843千円	30円	2018年 5月15日	2018年 8月3日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
2019年8月1日開催の第42回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 82,015千円
- ・1株当たり配当額 6円
- ・基準日 2019年5月15日
- ・効力発生日 2019年8月2日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産	(千円)
賞 与 引 当 金	33,680
未 払 事 業 税	20,882
法 定 福 利 費	16,609
未 払 事 業 所 税	4,249
減 価 償 却 超 過 額	23,035
長 期 未 払 金	45,777
減 損 損 失	134,846
資 産 除 去 債 務	60,508
そ の 他	21,557
繰 延 税 金 資 産 計	361,150
繰 延 税 金 負 債	
建 設 協 力 金	△1,592
資 産 除 去 費 用	△13,397
そ の 他	△275
繰 延 税 金 負 債 計	△15,264
繰延税金資産の純額	345,885

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	14,400千円
1 年超	55,560千円
合計	69,960千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については納税資金を短期借入金にて調達し、それ以外は自己資金によることを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先が信販会社であるため、相手方の債務不履行による信用リスクは僅少であると判断しております。

店舗用地・建物に係る賃貸借取引に伴う敷金及び保証金、建設協力金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、納税資金に係る資金調達を目的としたものであり、決算日後1年以内の返済期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項

2019年5月15日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注) 2. 参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,369,865	6,369,865	—
(2) 売掛金	311,742	311,742	—
流動資産計	6,681,607	6,681,607	—
(3) 敷金及び保証金	874,972		
貸倒引当金(※)	△1,078		
計	873,894	875,959	2,065
固定資産計	873,894	875,959	2,065
資産計	7,555,501	7,557,567	2,065
(1) 買掛金	1,229,403	1,229,403	—
(2) 短期借入金	108,000	108,000	—
(3) 未払金	1,056,627	1,056,627	—
流動負債計	2,394,031	2,394,031	—
負債計	2,394,031	2,394,031	—

(※) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券、デリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを当該賃貸借契約期間に近似する国債の利回り率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
出 資 金	140

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難なため、上記の貸借対照表計上額、時価及び差額には含めておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	石田 満	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.11	—	金銭報酬債権の現物出資 (注2)	10,660	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社オレンジ・エステート	千葉県東金市	10,000	不動産賃貸業	—	土地の賃借	店舗用地の賃借 (注3)	15,600	前払費用	650

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 譲渡制限付き株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

3. 土地の賃借料については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 487円08銭

(2) 1株当たり当期純利益 37円04銭

(注) 当社は、2018年11月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年6月25日

株 式 会 社 銚 子 丸
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 録 宏 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 井 秀 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社銚子丸の2018年5月16日から2019年5月15日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年5月16日から2019年5月15日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当社は昨年開催の第41回定時株主総会におきまして、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2018年5月16日から2018年8月2日定時株主総会終結時までの監査については、監査役及び監査役会が実施した監査内容を監査等委員会が引き継ぎ、監査の方法及び結果を確認の上、当事業年度の監査報告としております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（2005年10月28日企業会計審議会）等」に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月25日

株式会社 銚子丸 監査等委員会

監査等委員（常勤）	山口 忠 則 ㊟
監査等委員	中 嶋 克 久 ㊟
監査等委員	守 屋 達 雄 ㊟
監査等委員	大 島 有 紀 子 ㊟

（注）監査等委員4名は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第42期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円

なお、この場合の配当総額は、82,015,740円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年8月2日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会から、相当であり、特段の指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	し 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	いし だ みつる 石 田 満 (1956年1月20日)	1978年4月 亀有信用金庫入庫 1995年12月 株式会社シチエ（現株式会社 ウェアハウス）入社 1998年10月 オーケー株式会社入社 2003年6月 同社取締役店舗運営本部長 2006年5月 同社取締役管理本部長 2010年8月 株式会社ウェアハウス入社 2011年6月 同社代表取締役 2014年1月 当社入社 2014年2月 当社執行役員経営企画部長 2014年8月 当社代表取締役社長（現任）	15,000株
2	ほり ち ひろこ 堀 地 ヒロコ (1947年9月21日)	1977年11月 当社設立 専務取締役 1989年3月 有限会社オール・エム設立 取締役（現任） 2005年2月 当社専務取締役衛生管理部長 2010年8月 当社代表取締役会長 2014年8月 当社取締役会長（現任）	1,924,400株
3	ほり ち はじめ 堀 地 元 (1968年12月21日)	1992年4月 当社入社 2000年1月 当社事業部長 2004年1月 当社常務取締役 2018年9月 当社常務取締役営業本部長（現任）	248,000株

候補者 番 号	し 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	に し な よ し お 仁 科 善 生 (1958年 8 月 8 日)	1981年 4 月 株式会社東海銀行（現株式会社 三菱UFJ銀行）入行 2005年 7 月 株式会社UFJ銀行（現株式会社 三菱UFJ銀行）練馬支店長 2006年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行 （現株式会社三菱UFJ銀行） 練馬駅前支店長 2006年 2 月 同行赤坂支店長 2007年 9 月 同行リテールコンプライアンス部 上席調査役 2011年 6 月 日本コンセプト株式会社出向 管理部企画管理担当部長 2012年 4 月 同社管理部長 2012年 6 月 同社に転籍 取締役管理部長 2017年 6 月 当社入社 管理部長 2017年11月 当社執行役員管理部長 2018年 8 月 当社取締役管理部長 2018年 9 月 当社取締役管理本部長（現任）	5,000株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

〈メ 毛 欄〉

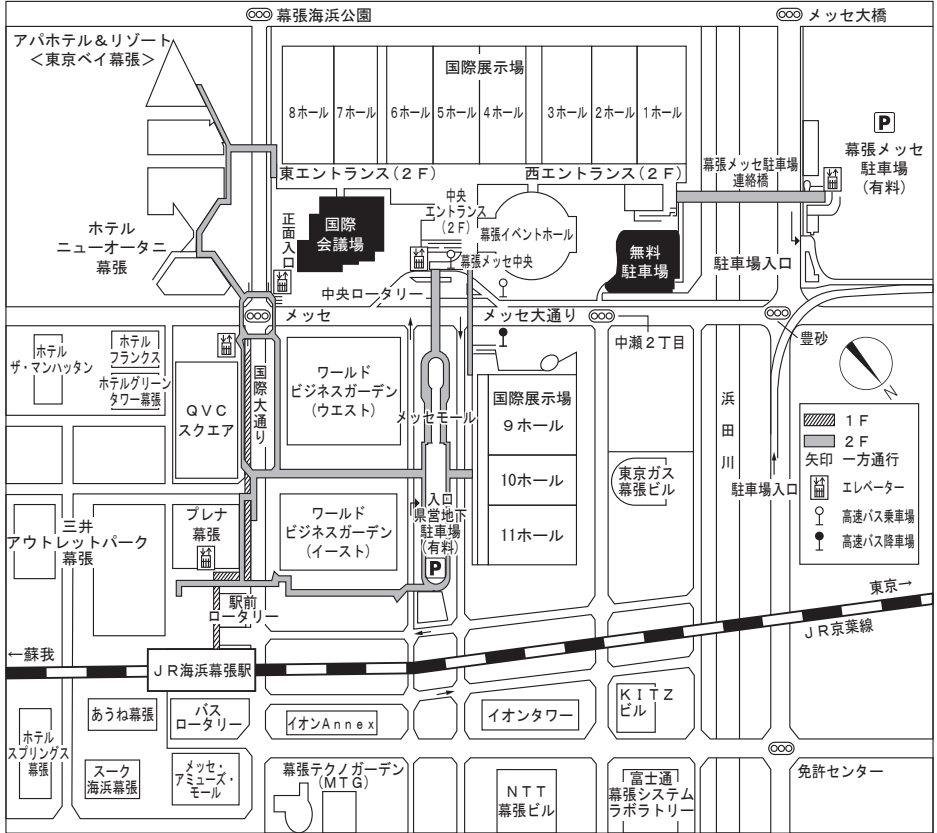
[illegible]

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場のご案内

場 所 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1
幕張メッセ 国際会議場 2 階 コンベンションホール B
T E L (043) 296-0001 (代表)



交通

J R 京葉線・武蔵野線海浜幕張駅南口より徒歩約5分

(JR東京駅より約40分、西船橋駅より約12分)

J R 総武線・京成電鉄幕張本郷駅よりバスで約15分タウンセンターバス停下車徒歩約3分

【お願い】

ご来場に際しましては、無料駐車場に限りがございますので、極力公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。（無料駐車場は8：30より開場いたします。）